

2023年度 研修センター合 強度行動障害支援者養成研修実施要綱

1. 目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されているところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることが知られています。

このため、強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施します。

2. 実施主体

埼玉県又は埼玉県が指定する事業者とする。

社会福祉法人 天恵園

3. 研修の内容

（1）受講対象者

ア 基礎研修

原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。

イ 実践研修

基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。

（2）研修時間

ア 基礎研修 12時間

イ 実践研修 12時間

(3) カリキュラム

別紙1 参照

(4) 研修日程・定員

区分	日程	定員
第1回 基礎研修	2023年5月16日(火)、18日(木)	12名
第2回 基礎研修	2023年8月15日(火)、17日(水)	12名
第3回 基礎研修	2023年11月14日(火)、16日(木)	12名
第4回 基礎研修	2024年2月13日(火)、15日(木)	12名
第1回 実践研修	2023年6月13日(火)、15日(木)	12名
第2回 実践研修	2023年9月12日(火)、14日(木)	12名
第3回 実践研修	2023年12月12日(火)、14日(木)	12名
第4回 実践研修	2024年3月12日(火)、14日(木)	12名

4. 研修の方法

研修は、講義及び演習により行うものとする。

5. 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない

6. 修了期間

各課程の研修期間については次の通りとする。

- (1) 基礎研修修了認定のための履修期間は、1ヶ月以内とする。ただしやむを得ない事情がある場合については、2ヶ月以内とする。
- (2) 実践研修修了認定のための履修期間は、2ヶ月以内とする。ただしやむを得ない事情がある場合については、4ヶ月以内とする。

7. 修了の認定

事業の実施主体は全科目を履修した者に対して終了の認定を行い、終了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証書を交付するものとする。

8. 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証書を交付する者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 知事は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9. 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

またテキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

10. 事業者の指定

知事は、埼玉県内において、強度行動障害支援者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附則 この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

- 1 この要綱は、令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改定前の埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱（以下「旧要綱」という。）別紙1に定める内容は、改正後の埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱（以下「新要綱」という。）別紙1に定める内容にかかわらず、令和年3月31日までの間は、その効力を有する。